

**海上運送法等に基づく輸送の
安全にかかわる情報の公表**

(平成 27 年度)

国土交通省海事局

目 次

はじめに ······	3
1. 平成27年度の立入検査の状況 ······	4
2. 命令に係る事項 ······	5
3. その他安全に関する重大な事項（安全の確保のために発出した通達等） ······	11
(1) 船舶事故の発生状況 ······	11
(2) 船種別事故の発生状況 ······	12
(3) 主な事故種類毎の指導内容 ······	14

はじめに

本報告書は、「海上運送法第19条の2の2」及び「内航海運業法第25条の2」に基づき、輸送の安全にかかる情報を公表するものであり、「海上運送法施行規則第19条の2」及び「内航海運業法施行規則第17条の2」に定める以下の情報を記載しています。

- 立入検査に係る事項
- 命令に係る事項
- その他安全に関する重大な事項（安全の確保のために発出した通達等）

(中)

事実日	場所名	真実日	真実事
011	部	06	業者旗幟(ひき)立の船舶を立の船舶
EC	EC	EC	業者(業者旗幟(ひき))
8	8	8	業者(業者出立命令)
2013	2013	0003	業者旗幟(ひき)立の船舶
2013	2013	0003	合

1 平成27年度の立入検査の状況

平成27年度は、旅客船及び貨物船の船舶運航事業者等の船舶及び事業所に対して2,519件の立入検査を実施しました。特に事故発生時には再発防止を図るために、立入検査を厳しく実施し法令違反の有無の確認、早期に講すべき対策を検討するための調査に努めました。

これらの立入検査に基づき、問題のあった事業者に対する処分（指導を含む。）は35件であり、うち6件については「海上運送法に基づく輸送の安全の確保に関する命令」を発出しました。

立入検査実施状況

(件)

	25年度	26年度	27年度
事故時の立ち入り検査(注①)実施件数	30	38	110
(処分実施件数)注②	23	23	35
(命令発出件数)注③	2	3	6
通常時立ち入り検査(注④)等実施件数	2,399	2,151	2,409
合 計	2,429	2,189	2,519

注①：事故発生時などに緊急に行われる検査

注②：輸送の安全確保に関する処分（指導又は命令）を行った件数

注③：処分実施案件のうち、安全確保に関する命令を発出した件数

注④：通常時定期的に行われる検査

※国土交通省では、適切な船舶の運航管理を通じ、旅客船及び貨物船の輸送安全を確保するため、全国の地方運輸局等に配置された運航労務監理官が、通常時から定期的に海上運送法、及び内航海運業法に基づき、船舶運航事業者に対してその業務に関する報告を求めるほか、船舶運航事業者が運航する船舶及び事業所に対して立入検査を実施するなどの監査を行っています。

特に、船舶事故が発生した場合等には、海上保安庁等と連携しつつ、迅速に特別監査と称する立入検査を実施し、海上運送法又は内航海運業法の違反の有無、事故原因の究明を行い、安全管理体制の再構築や運航管理の徹底等のため、法令に基づく関係者の処分や指導など再発防止に努めています。

2 命令に係る事項

平成27年度には、事業について「輸送の安全を阻害している事実がある」と認められた6の事業者に対して、海上運送法第19条第2項に基づき、「輸送の安全を確保するため必要な措置」をとるよう命令を発しました。これらについて、次の通り公表いたします。

案件1 フェリーから陸揚げ中の車両が海中転落した事故を受けて発出した命令

【事業者概要等】 (事業者名等) 濱本 一基 (人の運送をする不定期航路事業)
(発出年月日) 平成27年7月6日
(所管運輸局) 四国運輸局

【事故概要】 平成27年5月5日、愛媛県上島町長江港において、小型のフェリー「マリンスター5」から陸揚げ中の車両が海中転落した。(転落車両の乗客2名に負傷等はなかった)

【原因】 着岸時に係船索を使用していなかったため、旅客及び車両が下船する際に、船が岸壁から離れてしまったため。

【命令内容】

- 着桟時には、係船索を確実に使用すること。
- 車両の積み込み及び陸揚げ等に係る追加手順を含めた各種作業手順を十分に把握するとともに、関係職員への安全教育の徹底を図り、その遵守に努めること。
- 年一回以上、事故処理訓練を実施すること。

【改善措置の確認】

- 上記の命令に従い改善措置を実施していることを運輸局において確認した。

案件2 千葉県市川港における引船の座礁事故を受けて発出した命令

【事業者概要等】 (事業者名等) 中根海運株 (内航海運業)

(発出年月日) 平成27年7月28日

(所管運輸局) 中国運輸局

【事故概要】 平成27年5月21日、千葉県市川港内において、引船「海馬」が入港中に灯浮標と接触し、浅瀬に乗揚げた。

【原因】 船長が酒気帯び状態で航海当直を行っていたため。

【命令内容】

- 安全管理部門の社員と船員に対し、酒気帯び当直の禁止教育を早急に実施し記録すること、その後も定期的に実施すること。
- 所属船全船に有効なアルコールチェッカーを備え付け、航海当直前に必ず計測・記録するなど、酒気帯び状態での航海当直を確実に防止するための具体策を講じること。
- 現地でも実質的に運航管理を行うことができる担当者を配置するなど、現地の安全管理状況を適時的確に把握できるような体制を構築すること。

【改善措置の確認】

- 上記の命令に従い改善措置を実施していることを運輸局において確認した。

案件3 交通船が旅客の最大搭載人員を超える旅客を乗せて運航した事実を受けて発出した命令

【事業者概要等】 (事業者名等) 阿部 敏明 (人の運送をする不定期航路事業)
(発出年月日) 平成27年10月15日
(所管運輸局) 東北運輸局

【法令違反概要】 平成27年8月16日、宮城県石巻市長渡港から鮎川港において、交通船「第七久丸」が、船舶検査証書に定められた旅客の最大搭載人員12人を超える旅客を乗せて運航していた(船舶安全法違反)。

【原因】 船長が、乗船旅客数(乳幼児を含む)を確認していなかったため。

【命令内容】

輸送の安全確保のため、関係法令及び安全管理規程を遵守すること。

【改善措置の確認】

上記の命令に従い、以下のとおり改善措置を実施していることを運輸局において確認した。

- 客室内2カ所及び船橋左舷の最大搭載人員の表示箇所の計3カ所に『旅客定員は、12名です。定員を超過した旅客の乗船はできません。』とのラミネート加工による表示を実施した。
- 船長は、旅客の乗船の安全を確認しながら客室へ誘導するとともに、乗船旅客数(乳幼児も含む)を確認、出航直前にも人数を再確認すること。

案件4 大洗～苫小牧航路におけるフェリー火災事故を受けて発出した命令

【事業者概要等】 (事業者名等) 商船三井フェリー(株) (一般旅客定期航路事業)
(命今年月日) 平成27年12月16日
(所管運輸局) 関東運輸局

【事故概要】 平成27年7月31日、北海道苫小牧沖において、大洗～苫小牧航路における一般旅客定期航路事業者が運航するフェリー「さんふらわあだいせつ」で火災事故が発生し、乗組員1名が死亡した。

【原因】 火災原因については、関係機関において現在調査中。

なお、監査において、以下の原因により、適切な消火活動ができていなかつたことが認められた。

- ・車の冷凍機のカバーに阻まれて、燃えている箇所に直接消火器の消火剤をかけることができなかった。
- ・車両の間隔が狭く、燃えている箇所に有効に水がかかる位置から消防ホースによる放水ができなかった。

【命令内容】

- 発火源や危険箇所などの十分な洗い出しに基づき適切な消火活動を実施するための消火プランを作成すること。
- 乗組員が消火設備の取扱いに習熟し、消火プランに沿った消火活動を行うことができるよう、訓練計画を策定するとともに、教育、操練および訓練を実施すること。
- 上記の措置を安全管理規程に明記し、運輸局に届け出ること。

【改善措置の確認】

上記の命令に従い、改善措置を実施していることを運輸局において確認した。

案件5 三崎～佐賀関航路における船舶検査証書の有効期間切れ運航を受けて発出した命令

【事業者概要等】 (事業者名等) 国道九四フェリー(株) (一般旅客定期航路事業)
(発出年月日) 平成28年1月28日
(所管運輸局) 九州運輸局

【法令違反概要】 平成28年1月22日に、愛媛県三崎港～大分県佐賀関港を結ぶフェリー「ニュー豊予3」において、船舶検査証書の有効期間を1日越えて営業運航していた（船舶安全法違反）ことが判明した。

【原因】 船長が船舶検査証書の有効期間を把握していなかったため。

【命令内容】

- 船舶検査証書の有効期間、中間検査の基準日について、船内、事業所等に掲示して、複数の担当者が有効期間内にあるか確認できるようにしておくこと。
- このような事案の再発防止のため、事業者は、船舶検査証書等の有効期間等についての、関係者が、確実に理解、遵守できるような安全教育の実施計画を作成すること。

【改善措置の確認】

上記の命令に従い、改善措置を実施していることを運輸局において確認した。

案件6 内航貨物船が小型タンカーを沈没させた事実を受けて発出した命令

【事業者概要等】 (事業者名等) 新栄海運(株) (内航海運事業)
(発出年月日) 平成28年3月30日
(所管運輸局) 神戸運輸監理部

【事故概要】 平成28年1月16日、内航貨物船「第八大福丸」が、停泊中の小型タンカーに衝突の上、沈没させた。

【原因】 運航事業者が、法定職員である一等航海士を配乗せずに運航し、また、適切な見張りを怠った状態で船舶を運航していたため。

【命令内容】

- 船員法に定める適切な航海当直の確保と適切な見張りを実施すること。
- 関係法令を遵守していることを発航前に必ず確認すること。
- 関係法令の遵守等に関する安全教育の計画を神戸運輸監理部に報告すること。
- 当該計画が適切であることの確認を受けたうえで、速やかに安全教育を実施すること。
- 上記の安全教育の実施後、その記録を速やかに神戸運輸監理部に報告すること。

【改善措置の確認】

上記の命令に従い、改善措置を実施していることを運輸局において確認した。

3 その他安全に関する重大な事項（安全の確保のために発出した通達等）

（1）船舶事故の発生状況

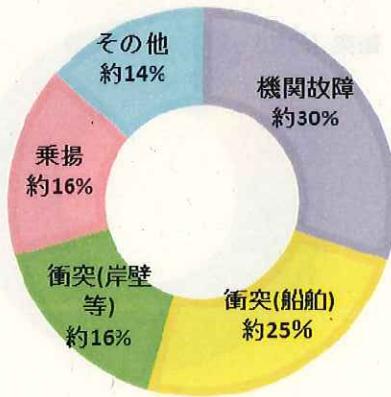
平成27年度に海上運送法及び内航海運業法に基づき船舶運航事業者から報告された事故等の発生件数は、対前年比4件（約2%）増の210件となりました。

事故の種類別の割合（直近過去3年間平均）では最も多い機関故障が全体の約30%を占めており、以下、衝突（船舶）が約25%、衝突（岸壁等）約16%、乗揚約16%、となっています。

（年度：件）

事故種類別	25年度	26年度	27年度	3年間の合計
衝突（岸壁等）	32	33	38	103
衝突（船舶）	48	47	62	157
乗揚	44	34	23	101
機関故障	57	67	67	191
火災	8	5	6	19
浸水	11	3	4	18
漂流	3	2	0	5
沈没	2	0	1	3
油流出	13	8	5	26
その他	5	7	4	16
合計	223	206	210	639

事故種類別の割合
(直近過去3年の平均)



(2) 船種別発生状況

① 旅客船

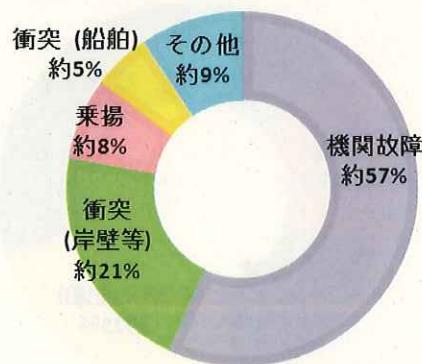
平成27年の旅客船の事故等発生件数は、対前年比9件(約11%)減の83件となりました。

事故の種類別の割合(直近過去3年間平均)にみると、「機関故障」が約57%、「衝突」(岸壁等)が約21%、「乗揚」が約8%を占めています。

(年度：件)

事故種類別	25年度	26年度	27年度	3年間の合計
衝突(岸壁等)	15	23	18	56
衝突(船舶)	6	3	5	14
乗揚	10	6	4	20
機関故障	49	54	48	151
火災	1	1	3	5
浸水	4	1	2	7
漂流	1	1	0	2
沈没	0	0	0	0
油流出	3	2	1	6
その他	2	1	2	5
合計	91	92	83	266

旅客船事故種類別の割合
(直近過去3年の平均)



② 貨物船

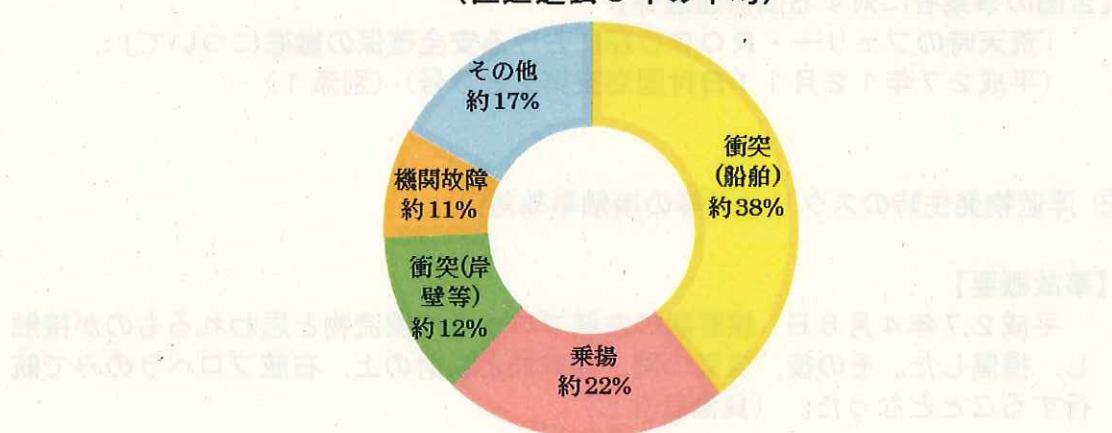
平成27年の貨物船の事故等発生件数は、対前年比13件(約10%)増の127件となりました。

事故の種類別の割合(直近過去3年間平均)にみると、「衝突」(船舶)が約38%、「乗揚」が約22%、「衝突」(岸壁等)約12%を占めています。

(年度：件)

事故種類別	25年度	26年度	27年度	3年間の合計
衝突(岸壁等)	17	10	20	47
衝突(船舶)	42	44	57	143
乗揚	34	28	19	81
機関故障	8	13	19	40
火災	7	4	3	14
浸水	7	2	2	11
漂流	2	1	0	3
沈没	2	0	1	3
油流出	10	6	4	20
その他	3	6	2	11
合計	132	114	127	373

貨物船事故種類別の割合
(直近過去3年の平均)



(3) 主な指導内容

平成27年度、輸送の安全確保に関する指導に係る文書によって事故を起こした事業者に対する指導を行った他、通達により全国の事業者に対して注意喚起しました。

① 天候の急変時におけるフェリーの事故対策

【事故概要】

平成27年12月11日、フェリーが航行中大きな波とうねりを受けて大傾斜し、乗客1名が転倒骨折、23台の積載車両が横ずれと荷崩れを起こし、車両同士で接触損傷した。(なお、他社が類似の事故を9月16日に1件、12月11日に3件起こし、文書指導が行われた。)(重傷者1名)

【事故を起こした事業者に対する指導内容】

- 運航の可否判断及び気象が急変した場合の適切な対処(第2基準経路の選定、減速、避港)のため、有効な教育・指導計画を策定すること。
- 同計画に基づき、運航管理者、船長他乗組員に対し継続的に教育を実施すること。
- 船舶運航中は、運航管理者等が船長と常時連絡が取れる体制を構築すること。
- 固縛作業基準に関する見直しを再度実施し、安全管理規程に盛り込むこと。

【全国の事業者に対する関係通達等】

「荒天時のフェリー・RORO船における安全確保の徹底について」

(平成27年12月11日付国海安第283号)(別添1)

② 浮遊物発生時のスクリュー等の接触事故対策

【事故概要】

平成27年4月6日、旅客船の左舷プロペラに漂流物と思われるものが接触し、損傷した。その後、当面の間、運輸局と検討の上、右舷プロペラのみで航行することとなった。(負傷者なし)

【指導内容】

- 浮遊物が発生するおそれのある潮目をできるだけ避けて航行すること。
- 潮目付近を通過する際は、他の船舶や浮遊物などの障害物の見張りに細心の注意を払うこと。

③ 荒天時に錨泊中の岸壁等への衝突対策

【事故概要】

平成27年12月11日、コンテナ船が気象庁による暴風警報の発表を受け、船長判断にて投錨停泊をするも、強風により走錨し、テトラポットに座礁、浸水により沈没した。（軽傷者1名）

【指導内容】

- 適切に気象・海象情報を入手・確認した上で運航の可否等を判断するよう、船長及び運航管理者を全乗組員に教育すること。
- 锚泊の判断基準を含め安全管理規程の運航基準を再検討し、必要に応じて見直すこと。

④ 川下り船の転落事故対策

【事故概要】

平成27年8月21日、川下り船の船長が水中転落した後、死亡した。
救命胴衣は未着用であった。（死亡者1名）

【指導内容】

「川下り船の安全対策ガイドライン」に基づく安全管理の徹底を図ること。
特に、出航時から着桟時までの旅客・乗組員の救命胴衣の全員着用を徹底すること。

⑤ 乗客の乗下船時の転落対策

【事故概要】

平成27年8月27日、旅客が自転車を押して乗船する際に、架設のスロープと岸壁との間にできた隙間から海に転落した。（なお他社が類似の事故を10月7日に起こし、文書指導が行われた。）（軽傷者1名）

【指導内容】

- 乗組員の適切な旅客の誘導の確保（隙間側の舷門に立ち旅客の誘導を実施等）を実施すること。
- 適切な係留作業の実施

⑥鯨類等との衝突に備えた水中翼型超高速船の安全対策

【事故概要】

平成27年10月11日、10月30日、平成28年1月8日、1月20日、2月6日に水中生物に水中翼型高速船が衝突する事故が発生した。（1月8日、軽傷者6名）

【指導内容】

- 鯨類等の海中生物の目撃情報に基づくハザードマップを作成・更新すること。
- 同マップを活用した減速航行や航路変更等を実施すること。
- 海上保安庁が沿岸域情報提供システム（MICS）等で提供する海洋生物目撃情報のほか事業者間の連絡による鯨類等の目撃情報を活用すること。
- 船内掲示やアナウンス等による乗客へのシートベルト着用の徹底。
- 鯨類等海中生物発見時の衝突回避操船方法の検討と習熟。

【関係通達】

「鯨類等との衝突に備えた水中翼型超高速船の安全対策の徹底について」
(平成28年2月8日付国海安第331号) (別添2)

⑦強風下で出港する際の陸上施設等への接触対策

【事故概要】

平成27年1月19日、フェリーが出港時に強風にあおられて、陸上施設に接触する事故が発生した。（船体及び、陸上施設が損傷、負傷者はなし）

【指導内容】

- 最新の気象予報に基づく風向・風速を確認し、安全管理規程どおりに発航・入港の中止の判断を行うこと。
- タグボートの手配等の措置を適切に判断し、講じること。
- 安全管理規程に定める発航、入港、基準航行の可否、タグボートの手配については、必要に応じて、判断基準となる風向・風速の条件を見直し、改正すること。

【関係通達】

「強風下における安全確保の徹底について」
(平成28年1月20日付国海安第313号) (別添3)

⑧送電線・橋梁下等航行時の安全対策

【事故概要】

平成27年11月6日、ケミカルタンカーが、島と島の間に架かる空中送電線を切断したため、周辺地域が一時的に停電した。（負傷者なし）

【指導内容】

- 水路図誌その他の航海に必要な図誌が整備されていること。
- 送電線・橋梁等の存在、水面からの高さを海図により確認し、安全なクリアランスを確保できているか確認すること。
- クレーンを装備した船舶については、船長は、クレーン等の装置を航海の安全に支障を及ぼすおそれのない位置に保持すること。

【関係通達】

「送電線・橋梁下等航行時の安全確認の徹底について」

（平成27年12月21日国海安第295号）（別添4）

⑨航行中の旅客転落防止対策

【事故概要】

平成27年2月27日、小型旅客船の後部舷門から6歳児が航行中に転落する事故（直後、無事救出された）が発生した。

【指導内容】

- 舷門扉等、児童がもたれかかったりすることが想定される箇所については、出港前に確実に施錠等を行ったか確認し、確実に固定しておくこと。
- 船内放送で、12歳未満の児童だけで船室から出て行かないよう保護者に注意を呼びかけること。
- 安全管理規程に基づき、乗船中12歳未満の児童が船室から暴露甲板に出る際には救命胴衣を着用することを徹底すること。

【関係通達】

「旅客転落防止対策の徹底について」

（平成28年2月29日国海安第364号）（別添5）

⑩船室内の安全な通行の確保

【事故概要】

平成27年10月27日、小型高速旅客船の船内通路床にある点検口の蓋を閉め忘れたまま、旅客を乗船させたことにより、旅客が点検口に転落し、軽傷を負う事故が発生した。（軽傷1名）

【指導内容】

- 船長が「乗船前客室点検」を実施することは勿論のこと、陸上作業員においても旅客を船内に誘導する前に船室内の状況を確認すること。
- 発航準備に余裕を持って臨むことが、うっかりミスを助長する焦燥心を消し去るには極めて有効であることから、先発便、後発便を近接した時間内で配船することを回避し、定期便・不定期便等の発時刻の間隔ができるだけ開けるよう努めること。

⑪岸壁接触事故発生時の迅速な事故対応の実行

【事故概要】

平成27年10月31日旅客船が着岸時に船首部が岸壁に接触した。その後、本船は岸壁に左舷付け着岸、点検したところ、本船船首部に破孔を生じたが、軽微な曲損のみと判断し、そのまま5日間に渡り営業運航を続けた。また、関係官署への連絡も5日後であった。（負傷者なし）

【指導内容】

- 事案の原因究明に努め、速やかに再発防止対策を講じること。
- 事故発生の事実を知ったときは、安全管理規程の事故処理基準に基づき、遅滞なく関係官署に通報すること。

⑫小型船舶操縦者証の有効期限の適切な管理の実行

【事故概要】

平成27年2月15日に、船長の小型船舶操縦者証の有効期限が、平成28年1月10日で満了し失効していたにもかかわらず、2月15日にその事実を把握するまで、計8回（定期航路7回、不定期航路1回）船長職にて乗船し運航していた。（負傷者なし）

【指導内容】

- 小型船舶操縦者免許証の有効期限について、個人の管理にとどまらず組織的に管理するための仕組みを社内に構築すること。
- 乗務する者の小型船舶操縦者免許証について、確実に携行させるべく多重チェック体制を確立すること

(別添1)

国海安第283号
平成27年12月11日

(一社)日本旅客船協会会長
(一社)日本長距離フェリー協会会長
(一社)日本外航客船協会会長
日本内航海運組合総連合会会長

} あて

国土交通省海事局安全政策課長

荒天時のフェリー・RORO船における安全確保の徹底について

平成27年12月11日未明から早朝にかけて、荒天のため、複数隻のカーフェリーにおいて、積載していた多数の大型トラック等が横ずれするなどして損傷し、負傷者がいるなどの事故が発生しています。

これら事故は、さらに大きな事故に発展する可能性があったところ、下記のとおり荒天時のフェリー・RORO船における安全確保を徹底するよう十分な指導をお願い致します。

記

1. 船員法施行規則第二条の二第六号の規定及び安全管理規程に基づき、発航前に航路上の気象・海象情報を入手し、発航の是非を適切に判断すること。
2. 航行中も航路上の気象・海象情報の把握に常時努め、急変に注意すること。特に、気象警報・注意報又は海上警報が発令されている場合は、密に情報の把握に努めること。
3. 発航前に把握した気象・海象情報に応じて、積載車両の固縛を適切に行うこと。また、航行中に荒天の兆しが認められる場合は、固縛の強化を行うこと。
4. 強風や高波などの危険な状態に遭遇した場合は、減速や針路を変更するなどして危険な状態を回避すること。

以上

(別添2)

国海安第331号
平成28年2月8日

JR九州高速船株式会社 あて
九州郵船株式会社 あて
九州商船株式会社 あて
種子屋久高速船株式会社 あて
隱岐汽船株式会社 あて
佐渡汽船株式会社 あて
東海汽船株式会社 あて

国土交通省海事局安全政策課長

鯨類等との衝突に備えた水中翼型超高速船の安全対策の徹底について

昨年来、鯨類等の水中生物に水中翼型高速船が衝突する事故が以下の通り多発しています。各事業者におかれましては、安全対策を今一度見直し、下記の対策実施を徹底するようお願いいたします。

日時	航路	被害
平成27年10月11日	博多～釜山	負傷者なし
平成27年10月30日	対馬～博多	負傷者なし
平成28年1月8日	釜山～博多	軽傷8名
平成28年1月20日	釜山～博多	負傷者1名
平成28年2月6日	伊東港～伊豆大島	負傷者2名

記

- ・鯨類等の海中生物の目撃情報に基づくハザードマップの作成・更新とこれを活用した減速航行や航路変更等の実施（海上保安庁が沿岸域情報提供システム（MICS）等で提供する海洋生物目撃情報のほか、事業者間の連絡による鯨類等の目撃情報を活用すること）
- ・船内掲示やアナウンス等による乗客へのシートベルト着用の徹底
- ・鯨類等海中生物発見時の衝突回避操船方法の検討と習熟

以上

(別添3)

国海安第313号
平成28年1月20日

一般社団法人日本旅客船協会会長
一般社団法人日本長距離フェリー協会会長
一般社団法人日本外航客船協会会長
日本内航海運組合総連合会会長

あて

国土交通省海事局安全政策課長

強風下における安全確保の徹底について（注意喚起）

平成28年1月19日、愛媛県から大分県に向かうフェリーが、出港時に強風にあおられて陸上施設に接触する事故が発生しました。同様の事故が別紙のとおり多発しています。強風の影響があったと考えられる事故を防止する観点から、改めて、下記の点に留意して安全確保の徹底を図るよう、傘下の事業者に対して周知願います。

記

- ・最新の気象予報に基づく風向・風速を確認し、安全管理規程どおりに発航・入港の中止若しくはタグボートの手配等の措置を適切に判断し、講じること。
- ・安全管理規程に定める条件を満たしていたにもかかわらず、強風により流される事例も見られることから、改めて、安全管理規程に定める発航、入港、基準航行の可否、タグボートの手配判断基準となる風向・風速の条件を見直し、必要に応じてこれを改正すること。

以上

国海安第295号
平成27年12月21日

一般社団法人日本旅客船協会会長
一般社団法人日本長距離フェリー協会会長
一般社団法人日本船主協会
一般社団法人日本外航客船協会会長
日本内航海運組合総連合会会長

あて

国土交通省海事局安全政策課長

送電線・橋梁下等航行時の安全確認の徹底について

本年11月6日、航路に不慣れであったものと推測されるケミカルタンカーが、熊本県上天草市の前島と中島の間の水域上空15メートルに架かる空中送電線を切断し、周辺地域の約700戸が一時的に停電する事故が発生しました。

また同様の事故は、過去にも以下のとおり発生しています。

- 本年5月23日、気仙沼港において航行していたクレーン船が、クレーンブームを垂直に起こしたまま航行し、湾内上空31メートルに架かる高圧送電線を切断。9千戸以上が停電。
- 平成18年8月18日、江戸川でクレーン付台船が送電線を切断し、首都圏大規模停電が発生。交通・上下水道・ガス・食品流通・医療・情報通信・金融などに多大なる影響。
- 平成19年7月19日、長崎県平戸大橋及び付近の送電線に接触した際に停電及び平戸大橋の全面通行止めが発生。

このような事故が及ぼす影響の大きさを再認識し、再発防止に向けて、貴協会傘下事業者に、下記事項を遵守するよう再度周知をお願いいたします。

記

1. 船長は、発航前に次に掲げる事項を検査し、航行経路の水路調査を十分に行うこと。
 - (1) 水路図誌その他の航海に必要な図誌が整備されていること。
 - (2) 航海に必要な情報が収集されており、それらの情報から判断して航海に支障がないこと。
 - (3) 特に、送電線・橋梁等の存在、水面からの高さを海図により確認し、安全なクリアランスを確保できているか確認すること。

(要留意事項)

- ・ 発航前の検査(発航前点検)は、船員法施行規則(昭和二十二年九月一日運輸省令第二十三号) 第二条の二に、船長の義務として規定されています。
 - ・ 本事項は、「クレーンを装備した船舶における渡海送電線・橋梁下等航過時の安全確認の徹底について」(平成19年7月19日国海運第45号)と同内容です。
2. 特に、クレーンを装備した船舶については、船長は、クレーン、デリックその他これらに類する装置を航海の安全に支障を及ぼすおそれのない位置に保持すること。
- ### (要留意事項)
- ・ 本事項は、船員法施行規則 第三条の二十一に規定されているものです。
 - ・ 本事項は、「クレーン船等の安全対策のための船員法施行規則の一部改正について」(平成19年12月14日国海運第115号)と同内容です。

(別添 5)

国海安第 364 号
平成 28 年 2 月 29 日

(一社) 日本旅客船協会 会長
(一社) 日本長距離フェリー協会 会長
(一社) 日本外航客船協会 会長

あて

国土交通省海事局安全政策課長

旅客転落防止対策の徹底について

平成 28 年 2 月 27 日、総トン数 20 トン未満の小型旅客船から 6 歳の女児が航行中に転落する事故が発生しました。女児は漁船に救助され無事であり、転落の経緯は海上保安庁が調査中ですが、船室後部の扉から後部のデッキに出て舷門から落下したと推測されます。

一つ間違えば、落命の危険もあったと思われることから、各旅客船運航事業者においては、下記の旅客転落防止対策を徹底するよう、貴団体を通じて周知頂くようお願いいたします。

記

1. 舷門扉等、監視の目が届かない時に、子供がもたれかかったりすることが想定される箇所については、出航前に確実に施錠等を行ったか指差確認や乗組員相互間での確認を行うことにより、確実に固定しておくこと。
2. 船内放送で、12歳未満の児童だけで船室から出て行かないよう保護者に注意を呼びかけること。
3. 総トン数 20 トン未満の旅客船の大半は、安全管理規程に基づき、乗船中 12 歳未満の児童が船室から暴露甲板に出る際には救命胴衣を着用することになっているので、これを徹底すること。

(了)